

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取いのちの電話
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年11月5日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 計算書類に対する注記（法人全体用）の記載事項について、定められた様式に従って作成されていなかった。また、資産の勘定科目が貸借対照表と異なっていた。</p> <p>誤 (1) 注記の記載事項の誤り</p> <p>2 重要な会計方針</p> <p>誤 固定資産税の減価償却の方法</p> <p>正 固定資産の減価償却の方法</p> <p>5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分</p> <p>誤 (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）</p> <p>(2) 拠点区分別財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）</p> <p>(3) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）</p> <p>当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。</p> <p>(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容</p> <p>正 当法人の作成する計算書類は以下のとおりに<u>なっている。</u></p> <p>(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)</p> <p>(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)</p> <p>(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)</p> <p>(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)</p> <p>当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。</p> <p>(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計</p>	<p>社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いに定められている様式に従って作成することとする。</p> <p>なお、9有形固定資産取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の「構築物」を「建物」に修正する。</p>

	<p><u>基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式</u></p> <p>当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。</p> <p>(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容</p> <p>(2) 貸借対照表との不一致</p> <p>9 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の表中、「構築物」とあるが、貸借対照表では建物となっている（当該資産は固定資産管理台帳上「建物付属設備」であり、「建物」と表示するのが正しい。）。</p> <p>ついては、計算書類に対する注記は、定められた様式に従い、かつ適正な内容で正確に作成し、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>なお、計算書類に対する注記について、該当する項目がない場合は、会計基準省令第29条第1項第1号、第3号、第9号及び第10号の項目名に限り記載を省略することができることを申し添える。</p> <p>また、本件は前回も同様の口頭指摘をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。</p> <p>(会計省令第29条) (運用上の取扱い25、別紙1) (留意事項25(2))</p>	
--	--	--